

## 橿原市文教施設指定管理者候補者選定委員会 概要

- 日時 令和2年10月14日(水) 午後1時30分～午後3時00分
- 場所 橿原市役所 本庁 西棟4階第1会議室
- 出席者 《選定委員会委員(敬称略)》
  - 委員長 吉田 廣彰
  - 委員 深水 麻里
  - 委員 安達 悦子
  - 委員 岡田 龍樹
- 事務局

### 1. 審査対象

- (1) 香久山地区公民館  
申請者 橿原市香久山地区自治委員会
- (2) 八木地区公民館  
申請者 橿原市八木地区自治委員会
- (3) 今井地区公民館  
申請者 橿原市今井地区自治委員会
- (4) 新沢地区公民館  
申請者 橿原市新沢地区自治委員会
- (5) 耳成地区公民館  
申請者 橿原市耳成地区自治委員会
- (6) 畝傍地区公民館  
申請者 橿原市畝傍地区自治委員会
- (7) 金橋地区公民館  
申請者 橿原市金橋地区自治委員会
- (8) 白橿地区公民館  
申請者 橿原市白橿地区自治委員会
- (9) 真菅地区公民館  
申請者 橿原市真菅地区自治委員会
- (10) 鴨公地区公民館  
申請者 橿原市鴨公地区自治委員会
- (11) 多地区公民館  
申請者 橿原市多地区自治委員会

### 2. 指定管理者候補者選定の経過

地区公民館は、橿原市地区公民館条例第1条において、「地域住民が文化活動及びレクリエーション活動等の各種の事業を行い、地域住民相互の交流活動を推進し、もって市民の教養の向上や社会教育の振興並びに社会福祉の増進に貢献することを目的とする」施設で、橿原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第2項及び同施行規則第3条第1号により、その施設の設置目的に照らし、その有効活用を図るため、地域の団体を活用することが効果的であると認められることから、条例によるところの公募によらず、各地区自治委員会を指定管理者候補者として指名し、橿原市文教施設指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に諮問した。

### 3. 選定された指定管理者候補者

- (1) 香久山地区公民館  
団体名 檀原市香久山地区自治委員会  
代表者 会長 米田 勝弘
- (2) 八木地区公民館  
団体名 檀原市八木地区自治委員会  
代表者 会長 葛井 潔
- (3) 今井地区公民館  
団体名 檀原市今井地区自治委員会  
代表者 会長 米川 憲久
- (4) 新沢地区公民館  
団体名 檀原市新沢地区自治委員会  
代表者 会長 梅本 長美
- (5) 耳成地区公民館  
団体名 檀原市耳成地区自治委員会  
代表者 会長 上田 逸朗
- (6) 畝傍地区公民館  
団体名 檀原市畝傍地区自治委員会  
代表者 会長 軽島 甚吉
- (7) 金橋地区公民館  
団体名 檀原市金橋地区自治委員会  
代表者 会長 榭谷 佐千代
- (8) 白檀地区公民館  
団体名 檀原市白檀地区自治委員会  
代表者 会長 中井 靖教
- (9) 真菅地区公民館  
団体名 檀原市真菅地区自治委員会  
代表者 会長 尾田 増夫
- (10) 鴨公地区公民館  
団体名 檀原市鴨公地区自治委員会  
代表者 会長 森田 明宏
- (11) 多地区公民館  
団体名 檀原市多地区自治委員会  
代表者 会長 村田 俊博

### 4. 審査結果

檀原市 11 地区公民館の申請者である各自治会委員会からの申請内容について、透明性を高めるため、公募に準じた審査手続きにより書類審査と提案内容について、選定委員会で一括審査が行われた。

審査の結果、各自治委員会からの提案内容について審査委員合計 400 点中 293 点を獲得し、100 点満点に換算すると 73.3 点であり、全体の 7 割以上を獲得した。特に基本的な考えとして地域住民・地域事業者との連携が図られる提案並びに管理体制、人材配置は適切になっているかの提案の採点項目では相対的に高い評価を得た。

選定委員会では、この審査結果と各自治委員会が、地区公民館の開館当時から安定的な管理運営を行ってきた実績もあることから、指定管理者候補者に決定した。